

件名

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の
充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第六十九条第一項第五号二、第七十条第三号ハ及び第七十二条第一項の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項) 第二条 「略」 「2・3 略」 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 イ 「略」 ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額 (1) 「略」 (2) 自己資本比率告示第四十七条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー (3) ①及び②に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー 「ハット 略」 「二〇十一 略」 「5・6 略」 (連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項) 第三条 「略」	(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項) 第二条 「同上」 「2・3 同上」 4 「同上」 一 「同上」 イ 「同上」 ロ 「同上」 (1) 「同上」 「加える。」 (2) ①に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー 「ハット 同上」 「二〇十一 同上」 「5・6 同上」 (連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項) 第三条 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。	〔2・3 略〕 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一 〔略〕 二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 イ 〔略〕 ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額 (1) 〔略〕 (2) 自己資本比率告示第四十七条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー (3) 〔1〕及び〔2〕に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー 〔ハート 略〕 〔三十二 略〕 〔5・6 略〕	〔2・3 同上〕 4 〔同上〕 一 〔同上〕 二 〔同上〕 イ 〔同上〕 ロ 〔同上〕 (1) 〔同上〕 〔加える。〕 (2) 〔1〕に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー 〔ハート 同上〕 〔三十二 同上〕 〔5・6 同上〕
-----------------------	---	---